



茨城県報 第 546 号

平成 6 年 5 月 6 日

金 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県事業所経済調査規則の一部を改正する規則(統計課)..... 1

●私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部を改正する規則(教育庁総務課)..... 2

(公 安 委 員 会)

●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 2

告 示

●字の区域の変更(地方課).....11

●道路の区域の変更(2件)(道路維持課).....11

●道路の供用の開始(3件)(").....12

●知事が指定する区域の一部改正(都市計画課).....13

●徴収事務の委託(2件)(公園街路課).....16

●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課).....17

公 告

●基本測量の実施(用地課).....17

●基本測量の終了(").....18

●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....18

●道路の位置の指定(").....19

規 則

茨城県規則第53号

茨城県事業所経済調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県事業所経済調査規則の一部を改正する規則

茨城県事業所経済調査規則(昭和56年茨城県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県事業所経済調査（以下「事業所経済調査」という。）を、茨城県統計調査条例（昭和36年茨城県条例第16号）第 2 条第 1 号に規定する県指定統計調査として行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

第 4 条中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（昭和59年行政管理庁告示第 2 号）」を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成 5 年総務庁告示第60号）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第54号

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和38年茨城県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の 1 条を加える。

（過積載車両に係る指示）

第11条の 2 法第58条の 4 に規定する過積載車両に係る公安委員会の指示は、指示書（様式第12号の 3）を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を営業者であるときは、あらかじめ指示に関する意見照会書（様式第12号の 4）により関東運輸局長に通知し、その意見を聴くものとする。

第19条の 2 第 2 項中「駐車」を「駐車又は積載」に改める。

第20条中「法第75条第 2 項及び法第75条の 2 第 1 項」を「法第75条第 2 項、法第75条の 2 第 1 項及び同条第 2 項」

に改める。

第33条の2中「法第108条の2第1項第4号」を「法第108条の2第1項第7号」に、「様式第33号の2」を「様式第33号の5」に改め、同条を第33条の5とし、第33条の次に次の3条を加える。

(普通免許を受けようとする者に対する講習)

第33条の2 法第108条の2第1項第4号の規定による講習を受けようとする者は、普通車講習申請書(様式第33号の2)により講習手数料を納付しなければならない。

(二輪免許を受けようとする者に対する講習)

第33条の3 法第108条の2第1項第5号の規定による講習を受けようとする者は、二輪車講習申請書(様式第33号の3)により講習手数料を納付しなければならない。

(普通免許又は二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置講習)

第33条の4 法第108条の2第1項第6号の規定による講習を受けようとする者は、応急救護処置講習申請書(様式第33号の4)により講習手数料を納付しなければならない。

第34条第1項中「法第108条の2第1項第5号」を「法第108条の2第1項第8号」に改める。

第34条の2中「法第108条の2第1項第6号」を「法第108条の2第1項第9号」に改める。

第35条を次のように改める。

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習)

第35条 法第108条の2第1項第10号の規定による講習を受けようとする者は、受講申請書(様式第35号の3)により講習手数料を納付しなければならない。

第36条中「法第75条第3項」を「法第75条第3項及び法第75条の2第3項」に改める。

第36条第2項を削る。

第37条第1項中「様式第39号」を「様式第37号」に、同条第2項中「様式第40号」を「様式第38号」に改める。

附則第5項中「様式第41号」を「様式第39号」に改める。

様式第12号の2の次に次の2様式を加える。

別記様式第12号の3

指 示 書

茨公委 (交指) 達第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

茨城県公安委員会

道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の 位 置	
	車両 (登録) 番 号	
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な処置を講じること。	
指 示 の 理 由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第2項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、指示があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に茨城県公安委員会に不服申立てることができます。

別記様式第12号の4

指 示 に 関 す る 意 見 照 会 書

茨公委第 号
年 月 日

関 東 運 輸 局 長 殿

茨城県公安委員会

次のとおり道路交通法第58条の4の規定による指示をする予定であるので、意見があれば、 年 月 日まで
に文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱い者の氏名及び電話番号	
---------------	--

別 紙

指 示 の 理 由	
指 示 事 項	
指 示 の 年 月 日	
指示に係る自動車の 登録（車両）番号	
そ の 他 参 考 事 項	

(記載上の注意)

- 1 「その他参考事項」の欄には、例えば、当該事業所に係る指示歴、使用制限歴等を支障のない範囲内で記載すること。

様式第23号の3中「駐車」を「駐車又は積載」に改める。

様式第33号の2を様式第33号の5とし、様式第33号の次に次の3様式を加える。

様式第33号の2

普通車講習申請書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

氏 名 印

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申請します。

本 籍 又 は 国 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

手 数 料 貼 付 欄

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

備 考	
-----	--

様式第33号の3

二 輪 車 講 習 申 請 書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

氏 名 印

道路交通法108条の2第1項第5号の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申請します。

本 籍 又 は 国 籍	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生

手 数 料 貼 付 欄

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

ここに収入証紙を
はがれないようにはる

備 考	
-----	--

様式第33号の4

応 急 救 護 処 置 講 習 申 請 書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

氏 名 印

道路交通法第108条の2第1項第6号の規定による講習を受けたいので、講習手数料を添えて申請します。

本 籍 又 は 国 籍	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生

手 数 料 貼 付 欄

ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる
ここに収入証紙を はがれないようにはる	ここに収入証紙を はがれないようにはる

備 考	
-----	--

様式第35号の2の次に次の1様式を加える。

様式第35号の3

受 講 申 請 書

更新申請日 平成 年 月 日

茨城県公安委員会 殿

フリガナ			生	明 治
氏 名	(氏)	(名)	年	大 正 年 月 日
			月	昭 和
			日	
本籍・国籍				
住 所	茨 城 県			

旧	氏 名	
	本籍・国籍	
	住 所	

免許証番号	<input type="text"/>	免許の種類 (○で囲む)
適性検査日 年 月 日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	大型 けん引 普通 大型二 大特 普通二 自二 大特二 小特 けん引二 原付
免許の条件等		

講習区分	優良 一般 特定
------	----------

※ 講習受講日 平成 年 月 日

注) 講習区分は、該当するものを○で囲む。

講習手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)

様式第36号中「陸運局長」を「関東運輸局長」に、「法第75条第3項」を「法第75条第3項及び法第75条の2第3項」に改める。

様式第37号及び様式第38号を削り、様式第39号を様式第37号とし、様式第40号を様式第38号とし、様式第41号を様式第39号とする。

附 則

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

告 示

茨城県告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により結城市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

変更調書

大字大木字馬明に変更する区域

大字大木字保正 1114の3, 1115の3, 1116の2, 1116の3, 1117から1120まで, 1121の1

大字大木字千足 1279, 1293の1, 1294の1, 1302の1, 1303の1, 1303の3, 1304の1, 1305の1, 1309の1, 1310の1, 1311から1316まで, 1317の1, 1317の3, 1318の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

茨城県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡大洗線
- 3 道路の区域

路線名	区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
県道長岡大洗線	東茨城郡茨城町大字下石崎字長洲 1731番2地先から	旧	メートル 最大 14.0 最小 5.5	メートル 78.0	
	東茨城郡茨城町大字下石崎字長洲 1739番1地先まで	新	最大 23.0 最小 14.0	80.0	現道拡幅

県道長岡大洗線	東茨城郡茨城町大字下石崎字長洲 1739番1地先から	旧	最大 13.0 最小 4.5	1,142.0	
	東茨城郡茨城町大字下石崎字柳町 386番1地先まで	新	最大 13.0 最小 4.5	1,142.0	バイパス新設
	最大 22.0 最小 12.0		1,048.0		
県道長岡大洗線	東茨城郡茨城町大字下石崎字柳町 386番1地先から	旧	最大 18.0 最小 4.0	110.0	
	東茨城郡茨城町大字下石崎字柳町 1126番7地先まで	新	最大 24.0 最小 18.0	112.0	現道拡幅

茨城県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
高萩市大字上手綱2599番1地先から	旧	メートル 最大 17.4 最小 6.9	メートル 89.0	
		最大 10.5 最小 8.4	99.0	
高萩市大字上手綱3003番8地先まで	新	最大 17.4 最小 6.9	89.0	迂回路撤去

茨城県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長岡大洗線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字下石崎字長洲1731番 2 から
東茨城県茨城町大字下石崎字柳町1126番 7 まで
- 3 供用開始の期日 平成 6 年 5 月 6 日

茨城県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 6 年 5 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高萩インター線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字上手綱2599番 1 から
高萩市大字上手綱3003番 8 まで
- 3 供用開始の期日 平成 6 年 5 月 6 日

茨城県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 6 年 5 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡新利根村大字伊佐津2291番地から
稲敷郡新利根村大字下太田4611番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成 6 年 5 月 6 日

茨城県告示第600号

昭和58年 9 月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第 4 条及び
第 6 条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正し、平成 6 年 5 月20日から施行する。
平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 項）

対象となる道路	除 外 さ れ る 区 間
国 道 4 号	
国 道 6 号	
国 道 50 号	

国 道 51 号	
国 道 118 号	
国 道 123 号	御前山村野口2081番地先から同村野口1423番の1地先までの区間及び桂村阿波山806番地先から同村阿波山937番地先までの区間
国 道 124 号	
国 道 125 号	美浦村木原399番の1地先から同村木原2114番の1地先までの区間及び桜川村神宮時158番地先から同村阿波936番の1地先までの区間
国 道 245 号	
国 道 293 号	
国 道 294 号	
国 道 349 号	
国 道 354 号	
国 道 355 号	玉造町谷島37番地先から同町甲835番地先までの区間
国 道 408 号	
国 道 461 号	
県道宇都宮笠間線	
県道水戸鉾田佐原線	
県道竜ヶ崎潮来線	
県道石岡下館線	八郷町大字柿岡2278番地先から同町同字3347番の1地先までの区間
県道下館つくば線	
県道大洗友部線	

県道取手つくば線	
県道大宮御前山線	
県道土浦境線	
県道日立山方線	
県道茨城岩間線	
県道土浦つくば線	
県道市毛水戸線	
県道取手東線	利根町大字羽根野字二の耕地501番の2地先から東村大字西代字東田1741番地の3地先までの区間
県道岩井菅生線のうち 岩井市大字辺田字大六 天地内始点から同地内 国道354号との交点ま での区間	
県道結城岩井線のうち 岩井市大字辺田字丹後 作342番の4地先から 同市大字矢作字鹿島沼 地内県道つくば野田線 との交点までの区間	
県道つくば野田線のう ち岩井市大字矢作字鹿 島沼地内県道結城岩井 線の交点から同市大字 延打地内県境までの区 間	
県道つくば真岡線のう ちつくば市大字真瀬字 西原地内国道354号分岐	

から同市大字明石字堀ノ内367番の1地先までの区間及び同市大字作谷字二耕地145番の1地先から真壁郡明野町大字松原字新堀地内県道下館つくば線との交点までの区間	
県道水戸神栖線のうち水戸市宮町地内国道50号分岐から東茨城郡茨城町大字長岡地内国道6号との交点までの区間	
県道那珂インター線	
県道高萩インター線	
勝田市道一級1号線	
那珂町道一級幹線6-0017号線	

~~~~~

**茨城県告示第601号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

筑波新都市開発株式会社

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例(昭和32年茨城県条例第26号)第7条第1項に規定する洞峰公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

~~~~~


茨城県告示第602号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

財団法人 茨城県開発公社

2 委託に係る使用料

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する砂沼広域公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第603号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成6年5月9日から施行する。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 1 県内に本店（本所）が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「 水戸信用金庫 | 水戸市大工町1丁目2の41 | 」を

「 水戸信用金庫 | 水戸市城南2丁目2番21号 | 」に

改める。

公 告

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 建設省国土地理院

2 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）

3 作業実施期間 平成 6 年 4 月 4 日から平成 7 年 3 月 24 日まで

- 4 作業地域 水戸市, 石岡市, 下館市, 結城市, 那珂湊市, 下妻市, 水海道市, 笠間市, 取手市, 岩井市, つくば市
- 東茨城郡 茨城町, 御前山村, 大洗町
- 西茨城郡 岩間町, 七会村, 岩瀬町
- 那珂郡 美和村, 緒川村
- 鹿島郡 旭村, 鉾田町, 大洋村, 大野村, 鹿島町
- 行方郡 麻生町, 牛堀町, 潮来町, 北浦村
- 新治郡 八郷町, 千代田町, 新治村
- 筑波郡 谷和原村
- 真壁郡 関城町, 明野町, 真壁町, 大和村, 協和町
- 結城郡 八千代町, 千代川村, 石下町
- 猿島郡 総和町, 五霞村, 三和町, 猿島町, 境町
- 北相馬郡 守谷町

~~~~~

◎基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨建設省国土地理院長から通知があったので, 同法第14条第3項の規定により公示する。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(1/25,000地形図修正測量)
- 3 作業終了日 平成6年3月15日
- 4 作業地域 水戸市, 日立市, 那珂湊市, 常陸太田市, 勝田市, 笠間市
- 東茨城郡 茨城町, 内原町, 常北町, 桂村
- 西茨城郡 友部町, 七会村
- 那珂郡 東海村, 那珂町, 瓜連町, 大宮町
- 久慈郡 金砂郷町

~~~~~

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成6年5月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
勝田市足崎字高野前338番-2
- 2 事業主の住所及び氏名
勝田市高場543番地-7
田名部 孝 一
- ~~~~~

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡八郷町小見字清水久保1054番2，同番3，1055番3，同番4，同番5，1061番1，同番4，同番5，同番13，同番14，1154番1，字西内1063番1，同番3，字曾田1117番40，大塚字曾田125番7。

2 事業主の住所及び氏名

千葉県野田市吉春26番4

寺田建設株式会社

代表取締役 寺 田 常 雄

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 6 年 5 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1327号	平成 6 年 4 月 19 日	桜井千代子	水戸市赤塚1丁目 206番地の4	西茨城郡友部町 旭町字旭台79-3	メートル 4.9	メートル 34.8

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)